

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

令和7年7月1日  
医療局医療政策課

## 軽度・中等度難聴でお悩みの方へ 新たに補聴器購入費の助成を実施します

認知症のリスク因子の一つである難聴は、早期に発見・対応することが重要です。

難聴を有する方が補聴器を積極的に使用することで、日常生活や社会参加の改善を通じた、認知症リスクの低減を目的に、補聴器購入費助成を新たに8月18日（月）から実施します。

### 1 助成対象者

以下の条件のいずれにも該当する方になります。

- 申請日時点で横浜市に住民票がある **50歳以上** の方（令和7年度に50歳となる方も含む）
- 両耳の聴力レベルが **30デシベル以上**（両耳ともに70デシベル以上の方は対象外）
- 身体障害者手帳（聴覚障害）を交付されていない方、又は交付対象でない方
- 耳鼻咽喉科補聴器相談医※から、補聴器必要性の証明が得られる方

※補聴器相談医：一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から委嘱された耳鼻咽喉科専門医

- 市民税非課税世帯**に属する方（生活保護法による保護を受けている世帯を含む）

※他、詳細な条件は右下の二次元コードから確認をお願いします。

### 2 実施/申請期間

**令和7年8月18日（月）から 令和8年1月16日（金）（必着）まで**

※予算上限に達し次第、受付終了（300名/先着順に受付）

※申請期間より前に購入したものは対象外

### 3 助成金額

助成金上限 20,000円（補聴器購入費と20,000円のいずれか少ない額）

※管理医療機器の補聴器が助成の対象となります。

**医療機器認定を受けていない集音器は助成対象外**です。

### 4 申請方法

申請は郵送にて受け付けます。

【郵送先】〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市医療局医療政策課 横浜市難聴者補聴器購入費助成金受付担当 行



詳細はこちら

申請書類一式は、8月18日（月）以降に横浜市ホームページに公開します。

※右上の二次元コードから参照

また、区役所区政推進課広報相談係、市内の補聴器相談医が在籍する医療機関にも、8月18日以降に申請書一式を配架予定です。

※配架物は、数に限りがあります。

#### お問合せ先

医療局医療政策課長 新堀 大吾 Tel 045-671-2438



**GREEN × EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



軽度・中等度難聴でお悩みの方へ

横浜市

令和  
7年度

# 補聴器購入費 助成事業のご案内

申請期間  
8月18日から  
1月16日  
(必着)まで



横浜市では、認知症リスク因子の一つである「難聴」の改善のため、補聴器購入費助成を行います。補聴器相談医と一緒に、補聴器購入前からの適切な診断と相談によって、快適に補聴器を使い続け、聞こえの改善による日常生活や社会参加を支援します。



助成金上限 20,000円

(補聴器購入費と20,000円のいずれか少ない額)

## 助成を受けることができる方 ※次のいずれにも該当する方

- 申請日時点で横浜市に住民票がある50歳以上の方(今年度50歳となる方も含む)
- 市民税非課税世帯に属する方(生活保護法による保護を受けている世帯を含む)
- 両耳の聴力レベル30デシベル以上で、補聴器を使う必要があると、耳鼻咽喉科補聴器相談医から証明が得られる方  
※聴力レベルは30デシベル未満でも、補聴器の必要性を認めると補聴器相談医が判断した場合も含む
- 身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない方、又は交付対象でない方
- 補聴器装用前・装用後アンケートに回答できる方

本事業以外の本市の助成により補聴器の購入費の支給を受けていない方  
過去に本事業による助成金の交付決定を受けていない方/暴力団員でないこと

## 注意事項

- 本申請受付日(令和7年8月18日)より前に購入されたものについては、助成の対象にななりませんのでご注意ください。
- 管理医療機器の補聴器の購入費が助成対象であり、医療機器認定を受けていない集音器は助成の対象外です。(付属品のみ、修理やメンテナンス等の費用も助成対象外です。)
- 助成金の交付は先着順(300人)となりますので、予算上限に達し次第、受付終了となります。
- 補聴器の購入に悩まれたら、耳鼻咽喉科医(補聴器相談医)にご相談ください。

申請手続きの  
流れは中面を  
ご覧下さい

# 申請手続きの流れ

1

申請書兼実績報告書、医師意見書、補聴器装用前アンケートを取得する  
市ウェブページから取得できますが、各区役所区政推進課広報相談係でも配布しています。



▲申請書類一式  
及び医療機関一覧

2

補聴器相談医が在籍する医療機関を受診し、医師意見書を書いてもらう  
取得した医師意見書の様式を持参して市内の補聴器相談医が在籍する医療機関を受診してください。  
補聴器の利用が必要と判断された場合は、持参した医師意見書に記載してもらってください。  
※証明書料(医師意見書作成料)とは別に医療費がかかります。  
※受診の結果、助成の対象とならない場合があります。  
※別紙「医療機関一覧」もしくは上記二次元コードよりご確認ください。

3

補聴器(管理医療機器)を購入する



補聴器相談医と相談して補聴器(管理医療機器)を購入してください。  
購入の際は、補聴器を購入した日付や価格がわかるもの(領収書等)を取得してください。※集音器は対象外です

4

申請書類(申請書兼実績報告書、医師意見書、領収書等の写し、  
補聴器装用前アンケート)を市に郵送する



※アンケートは電子申請システムによる回答も可能です

→審査後、助成要件を満たしていることが確認できた場合は、市から  
申請者に助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書、助成金交付  
請求書、補聴器装用後アンケートを郵送します。

5

請求書類(助成金交付請求書、通帳等の写し等)を市に郵送する

次の3つが確認できる通帳の写し、またはキャッシュカードの写しを添付してください。

・金融機関名及び支店名・口座番号・口座名義人(カナ)

→請求書を確認後、市から申請者の指定した口座に振り込みます。

6

装用後アンケートへ回答する

補聴器購入の3か月後を目途に、補聴器装用後アンケートを郵送もしくは電子申請システム  
によりご回答ください。

申請書類・

請求書類の郵送先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市医療局医療政策課 横浜市難聴者補聴器購入費助成金受付担当

※送料等、各書類の郵送に係る費用は申請者の自己負担となります。



## 補聴器を適切に使っていただくために

医師の診察を受けずに補聴器を購入された方の中には、自分の聞こえに適さない補聴器を購入したり使用している場合があります。「難聴医療の専門家」である補聴器相談医と上手に連携し、自分に合った補聴器を選びましょう。

その  
1

### 補聴器購入前から「補聴器相談医」、使用後にも「補聴器相談医」

補聴器相談医は、補聴器の医療に関わり、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から委嘱された医師です。聞こえの困りがある方の相談や診断を行い、必要があれば専門の補聴器販売店を紹介し連携してその人に合った補聴器を選びます。補聴器購入後も経過観察と適切な使い方の指導をします。



その  
2

### 販売店での相談で気を付けること

補聴器をどのように使用したいか、どんな時に聞こえにくいか、についてできるだけ細かく伝えましょう。また、できるかぎり一人ではなくご家族等と一緒に行きましょう。販売店では必ず補聴器を付けた状態で聞こえの測定をしてもらい、補聴器による効果を確認しましょう。



その  
3

### あきらめないで！補聴器は「慣れ」が必要です

難聴の方は脳に伝わる音の刺激が弱くなっているため、初めて補聴器をつけると、補聴器をつけた違和感と聞こえの違和感が一緒に起こることがあります。補聴器を使って「音を聞き続けられる脳」に変化させるトレーニング（聞こえのトレーニング、聴覚リハビリテーション）や調整が必要です。補聴器に慣れ、日常的に使えるようになるまでに3か月ほどかかります。

その  
4

### 補聴器使用中は定期的なメンテナンス＆アフターケアをしましょう

補聴器を開始して、その効果を維持するには「定期的な聞こえの状態確認」はとても大切です。聞こえに不具合などを感じない場合でも、まずは購入後3か月を目安に、補聴器相談医を受診しましょう。補聴器の効果に満足していない場合は、購入した販売店で補聴器の点検や再調整をしてもらいましょう。

(横浜市耳鼻咽喉科医会監修)



## よくあるお問い合わせ

**Q1** 両耳分の購入を検討していますが、片方ずつ対象（合計4万円補助）になりますか？

**A1** 片耳分・両耳分問わず、最大2万円が対象です。

**Q2** 既に補聴器を持っていて、これから買い替える予定ですが対象になりますか？

**A2** 買い替えも対象になります。ただし、本助成金の申請は1度のみとなります。

**Q3** 既に持っている補聴器の修理費・メンテナンス費は対象になりますか？

**A3** 管理医療機器の補聴器（集音器を除く）の購入費以外は対象外です。

**Q4** 聴力検査の結果、両耳とも70デシベル以上でしたが対象になりますか？

**A4** 本事業の対象にはなりません。

※本事業は身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳（聴覚障害に係るものに限る。）の交付を受けていない又は交付の対象とならない方が対象となります。

**Q5** 助成金の振込先口座は、申請者本人名義以外の口座にすることも可能ですか。

**A5** 助成金の振込先口座は、申請者本人名義の口座に限ります。



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷  
公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

©Expo 2027

